

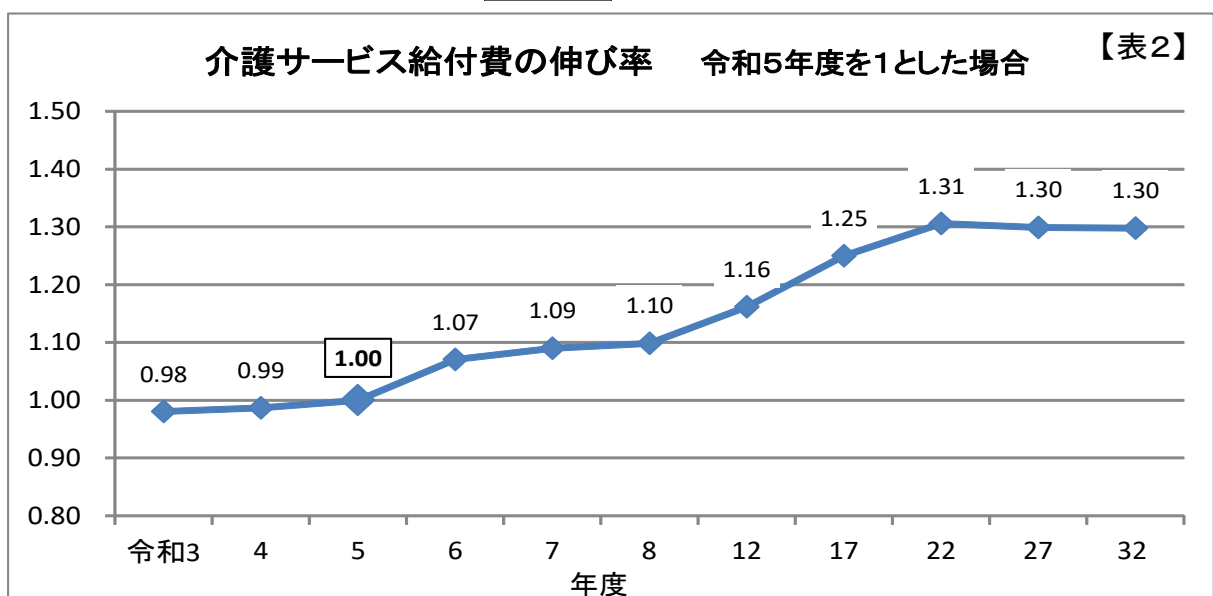
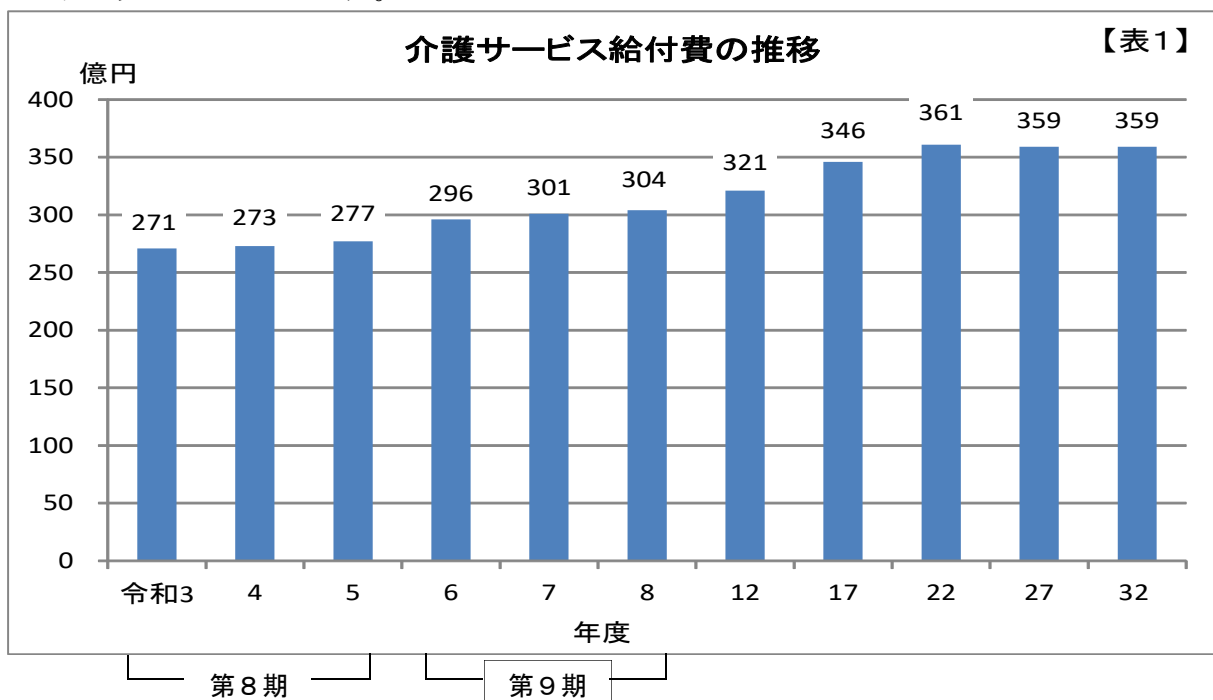
令和6年1月

閉会中厚生委員会資料
(福祉保健部)

第9期秋田市介護保険事業計画(案)について

1 介護サービス給付費の推計

65歳以上の高齢者人口が増え続け、介護保険サービスを必要とするかた（要支援者および要介護者）も同様に増加傾向で推移することから、見込まれるサービス利用量および費用は、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度まで増加の一途をたどり、以降は減少していくと見込んでいます。



2 施設および居住系サービスの整備見込み

種別		第8期末 (A)	第9期(令和6年度~8年度) 整備見込(B)	第9期末 (A)+(B)
介護老人福祉施設 [特養]	施設数	22	2	24
	定員数	1,468	145	1,613
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 [密着特養]	施設数	5	2	7
	定員数	145	58	203
認知症対応型共同生活介護 [グループホーム]	施設数	33	3	36
	ユニット数	51	6	57
	定員数	459	54	513
定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	施設数	1	2	3
短期入所生活介護 [ショートステイ]	施設数	69	原則として新規の指定を行わない	62
	定員数	1,930		1,785

3 介護保険料（基準額）の算定

第9期（令和6年度～8年度）の介護保険料（基準額）は、下表のとおり第8期と同額の月額6,232円にしようとするものです。

第9期の介護保険料（基準額）については、定められた算定式をもとに算出すると、認定者数およびサービス利用者数の増加、施設整備、介護報酬の増額改定などの要因により、月額6,378円となり、第8期に比べて146円の増額となりますが、介護保険事業財政調整基金を取り崩し、調整するものです。

項目	第9期(令和6年度~8年度)		
給付費および地域支援事業費の見込額	99,828,129 千円		
第1号被保険者負担分 (23%)	22,960,470 千円	(A)	
調整交付金交付額	1,071,108 千円	(B)	
市町村特別給付費等	57,684 千円	(C)	
保険者機能強化推進交付金等交付額	308,337 千円	(D)	
保険料収納必要額	21,638,709 千円	(E) = (A) - (B) + (C) - (D)	
賦課総額	22,347,112 千円	(F) = (E) ÷ 収納率96.83%	
被保険者数	291,989 人	(G)	
第9期保険料(基準額)		(F) ÷ (G)	
	年額	76,534 円	第8期比 1,750円増
	月額	6,378 円	第8期比 146円増

財政調整基金取崩額	494,776 千円	(H)
-----------	------------	-----



第9期保険料(基準額)	年額	74,784 円	((E) - (H)) ÷ 収納率 ÷ (G)
	月額	6,232 円	第8期と同額

4 所得段階別の保険料

介護保険料（基準額）を、所得段階第5の金額とすることにより、各所得段階別の保険料は、下表のとおりとなります。なお、第8期は、基準額の上昇抑制および低所得者の負担軽減のため、本市では国標準（9段階）より多い12段階としていましたが、国の制度改正により、国標準が13段階となったことに伴い、本市も第9期は13段階とする予定です。

所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料（年額）
1	生活保護受給者、世帯員全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯員全員が市町村民税非課税で本人の公的年金収入＋合計所得が80万円以下	0.455	34,027
2	世帯員全員が市町村民税非課税で本人の公的年金収入＋合計所得が80万円超120万円以下	0.65	48,610
3	世帯員全員が市町村民税非課税で本人の公的年金収入＋合計所得が120万円超	0.69	51,601
4	本人が市町村民税非課税（世帯に市町村民税課税者がいる場合）で本人の公的年金収入＋合計所得が80万円以下	0.90	67,306
5	本人が市町村民税非課税（世帯に市町村民税課税者がいる場合）で本人の公的年金収入＋合計所得が80万円超	1.00 （基準額）	74,784
6	本人が市町村民税課税で本人の合計所得が120万円未満	1.20	89,741
7	本人が市町村民税課税で本人の合計所得が120万円以上150万円未満	1.30	97,220
8	本人が市町村民税課税で本人の合計所得が150万円以上180万円未満	1.50	112,176
9	本人が市町村民税課税で本人の合計所得が180万円以上250万円未満	1.60	119,655
10	本人が市町村民税課税で本人の合計所得が250万円以上300万円未満	1.70	127,133
11	本人が市町村民税課税で本人の合計所得が300万円以上400万円未満	1.75	130,872
12	本人が市町村民税課税で本人の合計所得が400万円以上720万円未満	1.80	134,612
13	本人が市町村民税課税で本人の合計所得が720万円以上	1.90	142,090

【低所得者の保険料軽減について】

国は、公費を充当することで低所得者層の保険料軽減を行う仕組みを設けており、上表の第1段階から第3段階までの基準額に対する割合を次のように軽減しています。

軽減に必要な費用は、国が1/2、県と市が1/4ずつを負担しています。

所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料（年額）
1	生活保護受給者、世帯員全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯員全員が市町村民税非課税で本人の公的年金収入＋合計所得が80万円以下	0.285	21,314
2	世帯員全員が市町村民税非課税で本人の公的年金収入＋合計所得が80万円超120万円以下	0.45	33,653
3	世帯員全員が市町村民税非課税で本人の公的年金収入＋合計所得が120万円超	0.685	51,228